

新宿区個人情報保護管理運営会議（第5回）概要

開催日時・場所

令和7年9月1日（月） 午前9時30分～午前10時00分
本庁舎3階 庁議室

出席会員等

寺田副区長（会長）、総合政策部長（副会長）、総務部長、文化観光産業部長、福祉部長、都市計画部長、総合政策部政情情報課長、情報戦略課長

《 議事概要 》

1 審議内容

新宿区個人情報保護管理運営会議の組織及び運営に関する要綱第3条第3号に掲げる事項

【審議事項】

- （1）地域広帯域移動無線アクセス（地域 BWA）システムによる無料公衆無線 LAN 環境の運用保守業務の委託等について（施設の追加）
⇒ 承認
- （2）はたちのつどいに係る案内状印刷及び封入封緘作業の委託について
⇒ 承認
- （3）債権（経営力強化支援事業補助金返還金）回収に係る督促等業務の委託について
⇒ 承認
- （4）生活保護受給者等に対する保護変更決定通知書等の印字及び封入封緘に係る業務の委託について
⇒ 承認
- （5）居住サポート住宅情報提供システムとの外部結合について
⇒ 承認

【サイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する者からの主な助言】

運用上及びシステム上の情報保護対策について、サイバーセキュリティに関する専門的な立場から、以下のような助言を受け、反映した。

- ・各施設において、“悪魔の双子（Evil Twin）攻撃”（本物のアクセスポイントと同じ SSID とパスワードを設定した偽アクセスポイントを置くもの）が発生しないように委託先に定期的なチェックを行ってもらうことが望ましい。

区のアクセスポイントを利用する人は、以下の点に注意すること。

- ① 信頼できるアプリやサイトを利用する。
 - ② 周囲に人がいる場合はパスワードやクレジットカード情報の入力を避ける。
 - ③ HTTPS 接続していることを目視確認する。
 - ④ TLS 証明書のエラーを無視しないなど。
- ・クラウド事業者が、ISMAP（政府情報システムのためのセキュリティ評価制度）に

登録されている事業者が確認すること。外資系クラウドが利用されている場合には、そのサーバの設置場所が国内であることを確認すること。区にダウンロードしたデータは機微情報も含まれており、漏洩等が起これば市民に精神的・財産的被害が発生する可能性が高いため、目的を達成した段階で速やかに廃棄すること。

(原本は国が用意するサーバにのみ存在するように運用することが望ましい。)

また、事務の実施にあたり、一時的に作成したファイルやノートなどに取ったメモなども目的を達成した段階で速やかに廃棄すること。

【発言】

・審議事項（３）について

・会長（寺田副区長）： 債権回収業務を弁護士事務所に委託することだが、個人情報の取り扱いや情報セキュリティ対策について、どのような体制が整備されているか。

・区政情報課長： 委託予定の弁護士事務所はプライバシーマークを取得しており、個人情報保護に必要な体制が担保されています。アクセス制限やファイルの暗号化、職員への研修、監査などの情報セキュリティ対策も講じており、適切な管理が行われているほか、２年に１度、専門機関による外部監査も受けています。区においても、契約時に個人情報の取り扱いに関する特記事項を付すほか、業務期間中は確認記録表による確認、業務終了後には個人情報を確実に廃棄し、廃棄証明書も提出されるなど、適切な個人情報の取り扱いを徹底させるよう指導していきます。

・審議事項（５）について

・会員： 居住サポート住宅情報提供システムについて、高齢者支援課と住宅課が担当課としてシステムを取扱うようだが、受付、審査及び承認はどのように分担して行うのか。

・区政情報課長： 当該サポート住宅の申請においては、住宅に関わる事業のため、システムの管理は住宅課が主体となります。そのため、申請受付及び承認は住宅課が行い、審査については、国が示す認定基準に基づき、住宅課及び高齢者支援課が行う予定です。

具体的には、申請者が当該システムに申請したら、住宅課が申請到達メールの通知を受け、申請受付処理を行います。

次に、システムの中で、住宅に関する審査は住宅課、居住サポートに関する審査は高齢者支援課が審査を行います。

その後、住宅課がイントラシステムで決裁を経た後に、システム内で居住サポート住宅の承認及び情報の公開を行ったうえで、申請者に承認通知メールを送ることになります。

- ・ **会員**：入居を希望する区民又は区民以外の人が、サポート住宅の承認を受けているかどうか確認することはできるのか。
- ・ **区政情報課長**： 居住サポート住宅情報提供システムは、審査する自治体だけでなく、一般にも Web 公開する予定のため、家賃、間取り、管理不動産会社等、居住サポート住宅の認定を受けた物件に係る最新の情報について、当該システムを通じて確認することができます。